

規制・制度改革委員会  
農業ワーキンググループ第3回  
議事概要

1. 日時：平成24年7月23日（月）10:29～11:28
2. 場所：中央合同庁舎第4号館 全省庁共用1214特別会議室
3. 出席者：  
（委員）大上二三雄（委員会構成員）、翁百合（委員会構成員）、  
佐久間総一郎（委員会構成員）、本間正義  
（政務）中塚副大臣  
（事務局）宮本行政刷新会議事務局次長、中原参事官、小村参事官
4. 議題：  
（開会）  
○規制改革項目検討のための論点整理  
（閉会）
5. 議事概要：

○小村参事官 それでは、「規制・制度改革委員会 農業ワーキンググループ」の第3回の会議を開催いたします。

皆様方には、お忙しい中、御出席をいただき、誠にありがとうございます。

本日、担当の政務として、副大臣の中塚が出席させていただいております。まず最初に中塚副大臣より御挨拶いただきたいと思います。お願いします。

○中塚副大臣 皆さん、おはようございます。本日もお忙しい中、どうもありがとうございます。

今日は今後進めていく上で、皆さん方のいろいろな問題意識、これまでもブレインストーミングを行ってきたわけなんでありますが、それを整理させていただくと聞いております。

前回、私どもは遅れてしまいましたが、農林水産省から基本方針の説明があったと聞いておるんですけども、目指すべき方向性自体は、同じ方を向いていると思っております。ただ、それを具体的にどうするかというときになると、やはり個別のいろんな課題というものがあるわけでありまして、そういったところを一つひとつ明らかにしていかなければなりませんし、あと、規制・制度改革でありますので、規制の緩和ということももちろんですけども、農業の成長産業化という意味で、緩和のみならず、変えた方がもっと良くなるということも含めてだと思っておりますが、是非そういった改革項目について御議論をいただいて、今日、今後の方向性みたいなものを指し示していただければとそういうふうに

思っておりますので、どうぞよろしく願いをいたします。

○小村参事官 ありがとうございます。

今、中塚副大臣のお話にもありましたように、本日は、前回までの農業ワーキンググループで議論された事項、あと、私どもが事前にお伺いした際などにも御示唆いただいた点なども含めまして、論点整理ということで行っていきたいと思います。これらを踏まえて、今後の規制・制度改革の項目について、各委員から御議論等をいただきたいと思っております。

それでは、今後の進行については、佐久間委員にお願いしたいと思っております。よろしくお願ひします。

○佐久間委員 それでは、議題の「規制改革項目検討のための論点整理」ということで、最初に事務局の小村参事官より説明をお願いいたします。

○小村参事官 本日、資料については1つだけ付けさせていただいております。「第3回農業WG 討議用資料」ということでございます。

これについては、まず我が国の農業を成長産業化するという観点から、どのような課題があるのかという議論をしていただいていたところでもございまして、各委員の意見を取りまとめたというものでございます。

冒頭それらの趣旨ということで、各委員の意見には、現在の新規就農支援策に関する意見やこれまでの農地保全についての意見があったが、これらの意見は、我が国の農業の持続可能性の確保が喫緊の課題であるという問題意識が背景にあるものであると。

また、農業の競争力強化の観点から、農地集約化等の効率的な経営を行うための環境整備に関する意見や、現在の農家支援の在り方等を含めた売り手の価格形成力強化に関する問題意識も見られた。

その他、既に過去に議論された事項の取扱いについての意見があったという、ちょっと大きな柱立てをさせていただいた上で、上記のような農業ワーキンググループにおける議論から提起される課題ごとに各委員の意見を以下のとおり整理したということでございます。

これらはこの後の議論の方向性ともなりますし、私どもが事務局として幾らかヒアリングとか、問題点の掘り起こしをしていく際の指針となるものかと思っております。今日の議論、この後の議論を経て、おまとめいただければと思っております。

一つ目については、(1)として農地の保全の問題。

その中で「農地保全のための利用規制の強化」というお話があったと思っております。

(2)として「担い手の確保」の問題。

担い手の確保の1つ目として、「法人の農業参入に当たっての障害の除去」の話。

2つ目といたしまして、これらはかなり活発に議論がございましたが「新規就農者支援のあり方」のお話がありました。

2ページ目にまいりまして(3)として「効率的な生産を行うための環境整備等」とい

うことで、まず①としまして、従前より議論しております農地集積の話。

2つ目として「労働形態の在り方」の話。

3つ目として「農地にかかる税制の在り方」の話。

こういった議論がそれぞれあったというふうに思っております。

(4)として、「売り手の価格形成力の強化」の問題として「流通市場の改革」の問題。

2つ目として「経営力の強化」という問題がありまして、3つ目として「農産物輸出促進に係る事項」ということがございます。

5番目として、「過去の農業WGで議論された事項の取扱い」でございまして、これらについては、従来から非常に時間をかけて議論していただいていたということもございまして、そういった経緯を踏まえて、効率的にやるべきだというお話、また従前からのフォローアップをしっかりとやっていくべきだというお話があったものと思っております。

また、「農業関係者について」は、構造的な問題として、オーバーヘッドという御指摘で、その関係者の数、比率、活動の問題というところが背景的な事情として、大きな問題があるという御示唆等を頂いたところであります。

本日は、この中身について、個々の御意見そのものの確認というよりは、大きな問題意識として掲げておりますこれらの事項について、議論していただいて、今後の取りまとめの方向性等の参考とさせていただきたく思います。

よろしく申し上げます。

○佐久間委員 ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明、お手元にあります資料、またここに描かれていない新たな規制改革項目等について、御意見、御質問があれば、よろしくお願ひいたします。

本間委員、お願ひいたします。

○本間委員 ありがとうございます。

様々な意見と言いますか、考え方が展開されていると思うんですが、これまでずっと私自身農業の規制改革に取り組んできていて、農業の成長産業化とか発展といった場合に、規制が大きく障害になっているものと、そうではない部分がありまして、農業政策というのは、どちらかというところ、規制産業というよりは補助金産業と昔から言われているわけですが、そういう補助金だとか、あるいは税制だとか、そういうところをどう切り込んでいくんだというところが悩むところです。農業全体のことを考えたときには、規制だけではない政策に踏み込まざるを得ないところがありまして、そうすると、規制の緩和を求めていく委員会、ワーキンググループの中でどういうことができるのかと、いろいろ迷うところがあるわけです。

従来からの経緯で言いますと、私個人的にこれまで取り組んできたものとして、制度的な話としては農地法、それから農協の競争条件に関わる問題、農地の一部として農業委員会、これはフォローアップの中にももちろん入っていますけれども、そうしたところの取組と、新たなところをどう組み合わせる重点化していくのかというところが課題かなと思

っております。

規制の細かいところでは、まだ他にもたくさんありまして、これまで議論した中で言いますと、例えば酪農で、いわゆる指定団体というものがございまして、ブロック化して、流通を地域ごとに一本化して、牛乳の流通をつかさどるという制度になっているわけですが、そこへ一旦参加したからには、全量生乳委託と申しますか、簡単に言えば、全量を指定団体、もっと言うと農協系統が中心となっている団体に預けなければいけないというようなことになっています。預けたら最後、その先にどういう形で流通されていくかということは、形では分かっていますが、実際、自分の牛乳がどう扱われているかということは、むしろ知らなくて済むというか、知らないという状況になっています。今日的には流通としては、商品の製造物責任だとかトレーサビリティだとか、いろんなことが言われている中で、酪農が消費者と生産者が一番離れている分野かなと思っているわけです。

もう一つ言えば、全量委託の何が問題かと言いますと、自分たちで加工をして、いわゆる6次産業化と言われてはいますが、自分たちの手で付加価値を付けていこう、アイスクリームをつくったり、チーズをつくったりと、一定割合できるんですけども、基本的には全量委託ですから、一旦指定団体に売った自分の牛乳を買い戻さなければいけない。こうした普通には理解し難いような制度が残っていたりする。これは細かい点なんですけれども、そういうことを一つひとつ拾い上げていく。そのためにも、現場の不満がどういう形であるのか。それは規制なのか、それとも単なる農水省への陳情なのか、そこを分けて考えなければいけないところがありますので、時間がないのは重々承知していますけれども、現場でどういう不満があるのか、今、農業を営む上で何が障害となっているんだということを挙げていって、それが規制なのか、あるいは単なる新制度の要望か、農水省に陳情すべきことなのかを分ける必要があるかなと思っています。

個々の点については、また時間があればお話しさせていただきます。

○佐久間委員 ありがとうございます。

他の委員の方で、今、本間委員が御指摘になったことでも、他のことでも、結構でございますので、御意見等はございますか。

今日は余り御参加の方も多くないので、私の方から指名させていただきます。大上委員、何かございましたら、お願いします。

○大上委員 ここまで討議してきた内容から、幾つか論点を絞り出したというような状況ではないかなと思います。

1つは、今、本間先生が最後の方に言われていたようなことですが、様々に議論されていることが、農業関係に実際に従事されている委員の方からの議論も含めて、果たして地域の特殊性に根ざしたものなのか、あるいは全国あまねくそういう問題というのに対する対応が必要なのかといったような見極めをしたい。

例えば農業委員会について問題にはなっていないというような議論もあれば、一方で、今でも農地の集約化の阻害要因になっているといったような声も聞くところであります。

こういった地域の特殊性によって、かなり裁量的に物事が動いている現状がもしあるとすれば、そのような実態をある程度把握した上で、規制・制度改革としてどのような取組をするかということは、議論していくべきではないかと。

そういう意味で、本間委員もおっしゃられたような現状の理解、またその現状を理解するための手法についても工夫をして臨んでいくべきではないかと。というのは、記名でやりますと、特定されるような形で情報収集をやりますと、どうしても収集される情報が限定されてしまう。なので、そういったある程度集まってくる情報の匿名性を確保する。匿名性を確保するというのは、一方で、情報そのものは言っておけというような、実際の真実からちょっと離れるような情報になる危険性もある。そういうようなところをどう勘案しながら、正しい情報をこういった項目の現状ということで、理解していくのかということが重要なというのが1点です。

もう一つ、これもまた本間先生が言われたことで、いみじくも農業というのは補助金産業であると。そういったことを考えたときに、強い農業、自立、輸出ということに向かうのももちろん大事なんですが、一方で、補助金の効率的な使用、果たして使われているお金がきちんと正しいことに、政策目的に沿った形で使われているのか、そのような部分に関する検証も必要なのではないかと。

例えば、ここで言うと3項目の「効率的な生産を行うための環境整備等」というところに入ってくるのではないかなと思うんですが、全国各地で補助金事業で、例えば選果場ですとか、あるいは食品加工施設、そういったようなものが各地様々につくられているという現状があると聞きます。そのような施設が、実質的には想定した稼働を全然しないということで、結果的に設備投資をしたものが大量に余っているというような現状があります。ところが一方で、特定の農家あるいは事業者がそういう設備を使いたいというふうに思っても、公的な補助を受けた施設であるので、特定の事業者の営利目的に使うことはかなわないということで、そういった設備が使えないと。やむを得ず、そのような農業生産法人が、また別途自らそういった設備を手当てをすると、そのような現状も多くあるやに聞いております。もしそのようなことがあるのであれば、これはむしろそのような補助金で整えた効率的な生産設備の稼働率をどう上げていくか。これは政策に加え、規制・制度の課題でもあると思います。

今、私が挙げた項目は、たまたま1つの例であります、その他の項目で、農業関係者についてということで一つ、組織だとかシステムのオーバーヘッドということが挙がっております。改めて補助金というものの使われ方とその有効性というものを、これを全部やるというのはまた難しいとは思いますが、例えば設備だとか、そういうところに少し焦点を絞って調べて、実態を調査の上、こういった論点の議論の中に反映させていく、そういうことも考えてはいかかというふうに思います。

以上です。

○佐久間委員 ありがとうございます。

今の大上委員の捉え方というのは、この中にもちょっと出ていなかった、出ていると言えば出ているんですけども、新たな視点だったかとは思いますが。本間先生が最初に正に整理されていた規制改革の話と、いわゆる補助金行政の話、その2つのうちの後者の方の問題ということの指摘だったかと思えます。

翁委員、何かあれば、よろしくお願いします。

○翁委員 ありがとうございます。

この討議用資料につきましては、今までのいろいろな議論を網羅していて、こういうことだろうと思うんですけども、1つの論点は、今まで議論してきている農地法、農協、農業委員会といった議論をどういうふうこれから推進しつつ、新たな視点を取り入れて、特に農業生産者の方々から提案されているいろいろな論点をどこまでうまく入れていくかということだと思っています。どういうふうに農業の成長ということと、これら3つの大きな今まで推進してきている規制改革の方向性を説得力ある形で外に対して説明しつつ、引き続き、推進していくかということが重要になってくるんだろうというふうに思えます。

今回、特に指摘されているのは、新規就農者支援の在り方ということで、前回も議論をしたわけですけども、ここについては、農水省と話してもまだまだこれからで、例えば教育の面とかは、今の単にお金を出すというやり方では不十分だということを農水省も認識していましたし、この点については、一層マネージャーを育てていくというようなことも加えて、もっと効率的にかつ有効な形で新規参入者を増やしていくということ、我々としても主張し、またアイデアを出していく必要があるのではないかなというふうに感じております。

それから、農地集約につきましても、やはり重要な視点であるというふうに思っております。ここにも御指摘がありますけれども、農地情報のデータベース化とか、民間を活用した集約化の在り方ということについて、一層取組や工夫をしていく必要があるのではないかと感じております。

あと、2点付け加えますと、1つは先ほど大上委員も本間委員もおっしゃったんですけども、事務局の方で、現状、直面している現場の声を拾い上げていって、こういった幾つかの方針が出ておりますが、これに肉付けをしていく形で、また先ほど大上委員からも御指摘がありましたけれども、どのぐらいそれが全国的なレベルのネックになっているのかということを確認をして、進めていくことが必要ではないかということが1点です。

もう一つは、制度改革ということにつきましては、お二人がおっしゃった補助金の在り方、補助金がどういう形で提供されていて、それが本当に効率的に、また有効に提供されているのかということについての確認と、それは結果的に見えない形で消費者の負担になっているわけですけども、以前、高木さんがいらしたときにも御指摘がありましたが、それを見える化していくという形で、いかに農業がどんな形で支えられているのかということ国民に分かるようにしていくという形で、改革を後押ししていくというやり方も考

えていっていいのではないかということが、2点目でございます。

とりあえず以上です。

○佐久間委員 ありがとうございます。

他に今までの点でございますか。

私も皆さんのお話を聴いていて、何点か考えるところがありまして、非常に細かい点で言うと、新規就農者支援の在り方は、正に補助金によって新規就農者を増やしていこうということで動き出しているという中で、1ページ目の一番最後のところ、この政策、措置の結果、農業法人から出ていく人たちも出ているということで、これ自身がいいか悪いかというのはよく分かりませんが、せつかくのこういう制度を大きい方向のために活用する。ですから、農業法人がある意味発展していくのと逆行するような形になるのか、あと農地集約化、つまり農地を集約化するときに、はっきり言ってしまえば、大きい農地のあるところにそういう人たちが就職する方向にもっていくのか、いかないのかとか、そういうところがいま一つははっきりしていない。ですから、この辺はやはり細かい点ではありますがけれども、非常に重要な点だと思います。

それともう一つ、今、翁委員が言われた、既にある重点フォローアップ項目、農協、農業生産法人、農業委員会について、既にこの第3クールでの指摘ということで方向がまとまっている。ただ、農業ワーキンググループができた経緯と、最初の重点フォローアップの期待値というのは、ある意味ではちょっと違っていたところがやはりあって、今の重点フォローアップの指摘というのは、例えば農業委員会にしても、結局、今やっている実態調査を早く進めて、その結果を公表するということなので、そのスピード感と今ここで議論している基本的なことがマッチングしていないところがあるかと思うので、これは次の課題になると思うんですけども、そこはスピードを合わせた形で、フォローアップもある意味では変える必要があれば変えなければいけない。つまりいつまで経っても実態を調査しています、その結果がまとまって公表しますということでは、とても基本的なところを変えていくというところのスピードにはついていけないのではないかと。

3点目としては、私は委員になって日が浅いので、間違っているのかもしれないのですが、考え方として、農業を産業として見る見方と、社会政策としてどうするか、両方あると思います。

産業として見たときに、例えば効率的に行うときに、労働形態の在り方とか、税制というのが、農業だけ特別に扱う意味があるのかないのか。逆にそうではないんですと、例えば税制などは、普通の製造業なり他の産業と同じように扱うことが本当に問題なのかどうか。

あと、労働形態の問題もそうです。一方で逆に、普通の産業の目から見れば、農業生産法人における役員の要件というのは、今の時代から言っても全く反している。今、何を言われているかということ、役員というのは、その会社に関係がない独立の者をもってくるのがいいというのが少なくとも日本の株式会社についてはそうですし、多分会社法もそうい

う方向でこれから改正されていくときに、農業だけなぜそういう要件が入るのか。逆に役員で生産者要件を外れると何が問題なのかというのは、私自身、いま一つ、いまだに分かっていないところもあります。

そういう雑ばくな感想を持ちました。以上です。

他の委員の方で、本間先生、またお願いします。

○本間委員 2巡目ということで、補助金の話が皆さんから出ているところですが、昔から私は疑問に思っていました。疑問といいますか、今の補助金というのは、余りいいやり方ではないと思います。皆さんいろんな角度からそういうふうに出ていると思うんですけども、私が問題とするのは、基本的に入口でしか審査していないということです。入口審査で、それが実際に行われて、公共事業などもそうなんですけれども、計算上というか、書類上は費用対効果をもちろん出すわけです。ところが、それをきちんとその後でフォローアップしていないという問題があって、補助金の目的が達成されたかということをやはり検証する必要がある。これもやっていると多分各官庁は言うと思います。ただ、それがどうやってフィードバックしていったって、新たな補助金、継続的な補助金につながっているのかというと、なかなか見えにくいし、制度として、特に農業の場合には問題があると思っています。

今回の新規就農支援金の補助もそうなんですけど、初めは融資にして、一定の条件と言いますか、目標をクリアしたら補助金に変えていくというような制度にすべきではないか。財政支出の制度上、それが困難であることも十分承知しながら言っているんですけど、初めにお金を借りて、きちんと事業を起こしてやっていったって、それで成功したら、それはその報酬として返還免除とする。こういうことを言うと、普通の企業はそんなことをやっていない、逆に、成功するんだったら、そんな補助をする必要はない、と反論もあるかもしれません。幼稚産業保護論みたいな議論になるんですけども、申し上げたいことは、特に今の農業において必要なのは、やはりモチベーションなんです。インセンティブと言いますか、そういうことを行うためには、他の産業と違った観点から、1つの呼び水効果と言いますか、いわゆる担い手という形で農水省なども言っていて、今の民主党政権では余り強く言っていませんけれども、これからの日本の農業を誰がやっていくんだということを考えたときに、トップダウンで誰かが指定するとか、村の中、町の中の話合いで決めることではなくて、ある程度マーケットメカニズムを使う必要があって、一定の金額で用意ドンさせて、成功者が中に出てくるわけです。駄目な者も出てくる。成功したら、その人たちにどんとつぎ込んでいったって、ある程度大きくなったら、その補助はやめる。補助金というのは、融資から始まってクリアしたら、融資はちゃらにして、永久に補助に切り替えるみたいなことを続けていくのではなくて、少なくともこれから5年ないし10年、日本の農業が産業化していくための1つの違ったルートとして、そういう政策があっただけいいのではないかと思います。他産業並みに産業化したときに、言わば特例措置みたいなところはやめていく。そうでないと、モチベーションが一定の補助金が切れたらなくなるわけです。

今回の新規就農補助金も5年ないし7年で、その間、何を期待して、どういうことをクリアしたら、その補助金が生きたというふうに判断するかというのは、見えていないわけです。就農しても2年ぐらいでやめるのではないかという話も多々あって、そうすると、入口で、今、わっと、予算がオーバーするぐらい人が集まっている。それ自体は結構なことなだけけれども、その人たちがどういうプランを持って、今度、地域の話合いの中で認知していくという制度です。それがどうもサステナブルでないというか、本当に人を育てることになっていない。私もリーダーの育成だとか、人材育成のための教育プログラムみたいなものは大事だと思うんだけど、やはりモチベーションです。将来的に農業でもうけていくんだ、やっていくんだというモチベーションを持たせるためには、ある程度初めに補助金であげてしまうのではなくて、クリアしないとこれは完全には自分のものにならないんだということで、モチベーションオリエンテッドといいますか、インセンティブオリエンテッドなことが、正に今の政策に求められているのであって、入口だけの資格審査ということだけでは非常に不十分ではないかという気がしております。

それから、佐久間委員が言われた最後の点は、非常に重要なことでもあります。既に農業は特別だということで、他の産業とは違う制度を持ち出してきてはいるんですが、税制あるいは補助金を含めて、その辺りは非常に重要な論点で、もし変えるとしても、他の産業と違う扱いをするとしても、それは期間限定であって、最終的には産業化していくんだから、期限を区切って導入するということが、いずれの場合にも必要かなという気がしております。

もう一点お話しさせていただくと、農地の保全のところ、利用規制の強化ということがあって、転用の問題が書かれているわけですが、これは本当に大きな問題で、転用期待をどう排除していくか。理屈でいえば、ゾーニングをしてしまっただけで、転用なるものを一切認めないんだということであれば、農地法も要らないぐらいの話であって、農業しかできないということであれば、それで済むんです。

ただ、すぐさまそういう形にはいかないとすると、転用を排除する様々な政策が必要で、それは前にも申し上げたかもしれませんが、転用期待は農地を保有していることのコストが低過ぎる。これは補助金の反対側で、今度は正に税制の話になりますけれども、今一旦10アールを持っていけば農地認定になって、優遇税制、固定資産税の低いレート、相続税の猶予、一定期間の後に免除ということがあるわけで、そういうメリットがあって、なおかつ自分の代だけではなくて、子どもの代あるいは孫の代、それこそ100年後でも転用に当たればいいということで、小さな農地を持っていてしまう。これは保有コストが安いから、神棚に上げておく宝くじみたいなもので、いつか当たるかもしれない。これでは手放すモチベーションが全然ないわけです。

ですから、持っていることは金がかかるんだ、簡単にいうと、例えば1ヘクタール未満については、優遇税制をやめるとか、あるいは大規模でまとまった農地を永続していくときには、逆にもう少し優遇措置を手厚くしていくとか、そこを保全しているんだとしたら、

むしろ保全のための補助金をやるとか、そういうきめ細かいといえますか、目的に応じた税制の対応も必要であって、転用のときには、規制の話ばかり出てきて、強化しろ、あるいは運用をちゃんとしろという話がありますけれども、持っていることのインセンティブから考えたら、それをそぐという意味では、優遇税制の見直し、あるいは農地の定義の見直しといったことも必要だと思っております。

以上です。

○佐久間委員 ありがとうございます。

それでは、大上委員、今までの議論の関係でも何でも結構でございますので、お願いします。

○大上委員 今、本間委員から出ました補助金の話は、正にそういう側面があると思っております。これは農業のみならず、科学技術振興、産業振興、一般的に国あるいは地方自治体は補助金を中心に行われるというような政策に、今、なっていると思うんですが、これを貸付けあるいは出資という形で、事後のフォローアップがきちんとされる、あるいは最終的に審査した側の結果責任が問われるような形に移行していくという考え方は、極めて正しいのではないかなというふうに思っております。

科学技術あるいは研究開発というところでは、かなり形式要件は満たすようにはなっているんですが、内容そのものが空洞化していて、ある意味、原子力村と同様のロジックで行われているという実態があるかと思えます。農業に至っては、そういった補助金を誰がどういう形で決めているかという審査そのものも外部化されているのか、あるいはそれがトレースできる形になっているのかということも、判然としないような状況があるわけで、そういう意味で、こういった部分にメスを入れていくという考え方が1つあるのかなと思えます。

併せまして、例えば利用規制の問題と税制とか、ボトムアップでそういった仕組みを検討していく中で、そういったことの可能性を考えていく。そういうことと規制・制度の議論とが相まって、物事を進めていくようになるのではないかと。そういった議論をお金という観点で提起していくという考え方は、今までいろいろ議論をしていく中で、そこに絞った考え方というのはされていなかったかと思えますので、1つ、攻め口としてはあり得るのかなと。仕分けとどう区別するのかというのはあるかもしれませんが、考え方としては、面白いのではないかというふうに思いました。

あと、実際におっしゃられているようなゾーニングですね。農家の方の議論で、第2クルのときですか、要は民法の方が農地法より偉いんだから、私権というもので転用は制限されないんだという理屈で、いろいろなことが運ばれている実態もあるやに聞いた記憶があるんですが、そういう行為に対して、非常に分かりやすい形で規制をかけていくとすれば、やはりゾーニングのような考え方だと思います。こういうことがなぜできないのか。例えば特区のような形で、一部そういうことを試行するという考え方があってもいいかと思えます。なぜそういうことができないのかということ、規制・制度の観点から改めて

検証していく考え方もあり得るのかなと思います。

過去にいろいろ議論したことを改めて思い起こしながら、本間先生のお話を聴いておりましたが、そういった感想を持ちました。

○佐久間委員 ありがとうございます。

翁委員、何かあればお願いします。

○翁委員 前回も6次産業化の話を農水省から伺って、あの発想も、出資して、最終的に何年間かけてエグジットするという考え方ですね。あれは個別個別の支援対象を決めて、それで支援していくというやり方ですから、全く今までと発想が違うやり方なんですけれども、基本的に伸びていくところに対してはそういうような支援の仕方、モチベーションを持たせて、最終的にそれを返してもらって大きくなっていくという育て方をしていくという発想が始まったことは、非常に良かったと思いますし、ああいう発想を広げていくことも非常に重要です。

あと、農業だけでなく、他産業との連携をとって、農業を成長産業にしていくという視点も非常に重要ではないかなと思います。規制で何かネックがあるかというのは、よく分からないところなんですけれども、恐らくそういった今度機構ができて、それをやっていく間にいろいろなネックも見えてくると思うので、まだ先の話かもしれませんが、よく議論して、規制とか制度でネックがあるのかということ拾っていく作業も必要なのかなという感じを持ちました。

いずれにせよ、先ほど佐久間委員もおっしゃったんですけれども、農業は高齢化の問題で、時間がもう刻々と危機的な状況になっていくのが見えていますので、本当に時間軸をきちんと持って、スピーディに進めていくことが非常に重要なのではないかと考えておりますので、そういった視点で臨んでいく必要があると思います。

以上でございます。

○佐久間委員 ありがとうございます。

他に今の御議論に関連してでもあれば。本間先生、どうぞ。

○本間委員 先ほどの農業生産法人の話もそうですし、6次産業化、特に新しくできるファンドのところもそうなんです、やはり規制がかかっているというか、農業側の方の出資が多くなければならない。確か新しいファンドのところもそういうことで、必ずしも使い勝手が良くないという部分があるわけです。

それから、農業生産法人のところでは、佐久間委員がよく分からないとおっしゃっていましたが、全く他から見たらよく分からない。どうしてこんな規制があるのか。農地法は、今いろいろな解釈があるんですけれども、いわゆる耕作者主義といいますか、農地を所有できる人は農地を耕す人であると。所有者と言わば農業の行為が一致していなければいけないという基本的な考え方をずっと崩していないがために、普通の法人ではなくて、農業生産法人なるものをつくって、出資から、役員から、全て基本的な決定事項は農業者が決めるんだ、主導権を取れるんだという制度を残しているわけです。元々は法人すら原

則的には認めていなかったのが、農地法の所有、賃貸の考え方です。

そうすると、今、農地法で何が問題かというところまで拡大してはいるんですけども、そういう人たちしか農地ないし経営権は売買できない。確かに農地法は何回も改正してきて、規制は緩くなっているように見えますけれども、基本的な思想というのは、農業者の中で売買、賃貸することは自由だけれども、外からの参入にはある程度の歯止めをかけている。ある程度になったのは、正に様々な改正の結果なんですけども、基本的な考え方として、そこは譲っていないということです。譲っていないがゆえに、株式会社は農地を取得できない。なぜならば、株式会社の所有者は、基本的に株主だ。そうすると、株主が耕すのでない限りは、株式会社が農地を保有することは相成らぬという論理構成になっているわけです。ですから、そういうところを崩していく。今すぐにこれが農業の活性化に役立つんぬんということではないかもしれないけれども、言わば農業に対する政策の根本といいますか、思想といいますか、そうしたところを見直していくということを常に問いかけていないと、どこかで切れてしまう。例えば今期で切れてしまうと、また持ち出してくるときに、どこで持ち出してくるんだというところもあつたりしますので、大きなところ、前に言った言葉でいえば、長期的に農業の対策、戦略を考える話と、短期的にこれはすぐさま効果が出るというところ、両方を合わせて盛り込んでいくことが重要なのかなと思っています。

○佐久間委員 ありがとうございます。

他に委員の方で、何かここはというところがあれば、お願いします。大上さん、どうぞ。

○大上委員 担い手として、これから育ててほしいのは、農業生産法人です。強い農業生産法人がどんどん育っていくということであるということは、論をまたないと思います。そうしたときに、阻害要因があるのであれば、それをやはり撤廃していこうではないか、あるいは現状の施策がそういったものと矛盾しているようであれば、そういったところを改めて確認していこうではないかという姿勢が1つあると思います。

一方で、そういうことをやっていくことと併せて、企業、いわゆる一般の法人として見たときに、農業の特殊性ということによって、今、様々な形で行為規制がかかっている部分について、改めて、なぜそれが必要なのかという理屈ですね。そこをもう少し突き詰めていくようなことはやってもいいのではないかなと。それが当面のアクションにつながるのか、あるいは3年とか5年かけて、こういった実態を検討の上、解消していくというような提起になるのか分かりませんが、いずれにしても、農業であるがゆえにという部分が、それは過去の話なのか、現在の話なのか、あるいは未来に向けてもそうなのかというような議論は、一度改めてやってもいいのではないかなと。そういうことと、短期的な効果を生み出すようなことができるものと両立してやっていく。

そうすると、農業生産法人が健全に成長していくために何が必要かということであれば、必然的に農業委員会、農地の集約化、あるいは農業生産法人の要件といった議論にもなってくるでしょうし、そういうところの根っこ、なぜというところを、実態の調査、議論も

踏まえながら、整理していくことが重要なのではないかと、漠然とは考えていたんですが、本日の議論を聴きまして、改めてそういうふうに思った次第です。

○佐久間委員 ありがとうございます。

他にございますか。お願いします。

○本間委員 私ばかり済みません。担い手等を育てていくための阻害要因とは何かという問題提起があったんですが、今回、いみじくも佐久間委員が言われたように、農業法人で働く人たちの中には、就農支援金を目当てに退職していく人がいるということがあって、いろんなことを農政で支援していく場合、ダブルスタンダードになっている部分があるんです。ですから、ここでいえば、企業であれ、新規参入であれ、同様の条件というのがないと、片一方への誘導ということにどうしてもなっていくんです。確かに企業への支援も年間120万円、マックス2年という形で手当はされているんですけども、必ずしも個人の150万、合計7年間というところと、きちんとマッチングしているわけではないという部分があります。

それから、農地の集積等々についても、個人の規模拡大バーサス集落営農という構図がどうしても出てきてしまうんです。これは民主党の政策ではなくて、自民党の時代に導入した品目横断についても、担い手を絞ったはいいけれども、集落営農と個別農家では基準を分けて、したがって、個別農家で規模拡大をしていた人たちが、いわゆる農地の貸しはがしに遭って、集落営農に集結するみたいな事態もあったわけです。ここでいうと、正に似たようなことが、新規就農支援の厚い方に行こうという形で起こりうる。これは多分分かって誘導しているのかもしれないんですけども、そんな形になっています。言わばどこを目指しているんだというときに、初めにターゲットにすべきところを何となくイメージしてしまって、政策誘導しているのかなというところがないわけではなくて、だから、私の言葉でいうと、いわゆるダブルスタンダード、政策がある種のダブルスタンダードになっているのではないかとということがあって、政策的に1つ柱があったら、一定の条件を満たせば、全部同じ形で集っていくという明確さがないと、本当の意味での活性化につながらない。

農地集積のところも、前回の農水省からのヒアリングのときにも申し上げましたけれども、事業主体の偏りが見えてくるところがる。阻害要因として、担い手は一般的に農業と農外というところからの募集もありますし、農業の中でも集落営農バーサス個人経営みたいなところの対立があって、いわゆる政策がダブルスタンダードになっているんだということを感じていますので、御意見として申し上げました。

○佐久間委員 ありがとうございます。

他に委員の方。

私も今、本間委員、他の委員からお話のあった集積円滑化団体が、基本的に公的機関に限られているところの理由も、もう一つ分からない。信用という問題と、そもそもそういう発想がないということかもしれませんけれども、こういうところというのは、別に民

間がそういう機関になったからといって、それを使わなければいけない義務は当然ないので、使いたい人が使えばいい。使った結果、公的機関と違って不祥事的なことが起きるのであれば、それは厳しい罰則で罰すればいい。こういうことだと思います。これが普通の世の中の仕組みとして一番多い仕組みだと思うので、こういうところも、もう少し検討する必要があるなと思いました。

他に、委員の方、何か今日ここでいうものがなければ、本日の議論はここまでということにさせていただきたいと思います。

それでは、最後に今後の日程について、事務局より説明をお願いします。

○小村参事官 次回の農業ワーキンググループの日程ですが、今日の議論も踏まえまして、7月末に一度開催させていただければと思っております。

詳細につきましては、追ってまた事務局から御案内申し上げますので、よろしくお願いたします。

○佐久間委員 それでは、これにて会議を終了いたします。本日は、お忙しい中、お集まりいただきまして、ありがとうございました。